

はしがき

当研究所では、これまで経済協力推進の一環として、発展途上国法制に関する諸問題の調査研究を進めている。途上国法制の研究の要請は、近時、経済協力とともに経済交流、人的交流の増進を通じて、学問のみならず実務レベルでいっそう高まっている。こうしたなかで、途上国法制に対する関心も、従来の実務的観点以上に、法を通じて途上国社会のあり方を認識しようとする傾向が見られる。この背景には、相手国の法制はそれ自体、社会文化の発源形態のひとつであるため、経済協力や取引活動を通じた交流の場において、途上国社会における法制度の実像や法の役割を十分かつ正しく認識しないと、経済的、社会的な摩擦が生じる原因となるからである。このことは、すでに先進諸国との間で強く指摘されているところであるが、発展途上諸国については、これまで途上国社会を支えている法制全般に関する知識や情報がきわめて限られていたため、このような問題視点はますます重要なものになると思われる。

かかる意味から、今般発展途上諸国のうち、メキシコ法制の十分な理解を得るべく、同国法学界の第一人者であるGuillermo Floris Margadant S. 著の*Introducción a la Historia del Derecho Mexicano*の翻訳刊行を行なうこととした。特に、同書は比較法の教科書として名高いJohn Henry Merryman の*The Civil Law Tradition*, Stanford University Press, 1985でも堆賞されており、その価値は多言を要しないであろう。

同書の翻訳は、成城大学法学部教授 中川和彦氏に委嘱した。

なお、本書は1986年以降、継続的に行なっているラテンアメリカ法の調査研究プロジェクトの成果の一部である。

最後に、上記ラテンアメリカ法の調査研究プロジェクトに多大の協力を与え、かつ本訳書の出版のお許しを快諾して下さったマルガダン教授に深い感謝の意を表します。

1993年2月5日

メキシコ国憲法記念日

アジア経済研究所
経済協力調査室

序

メキシコで暮らす幾つかの楽しみのひとつは、メキシコで営まれている多くの社会実験を観察し、そして、可能な限りで、その実験に参加することである（「人は政治を通して形成される」という言い古された言葉には多少の真実がある）。学生がこの点に関心を持ち、さらに、いくらかの判断能力を身につけるためには、「歴史的直覚」が重要である。加えて、社会の現時とても満足できない幾つかの目立つ事柄に対するいらだちを落ち着かせるために、常に有用なのは進歩の観念が形成されることで、この観念は、先に述べたような分野でも、一般的に、最近の数世代において達成されたものである。歴史がわれわれに教えることは、少なくとも、事態の改善に対する熱意をけっして失ってはならず、残されている道のりの遠さに絶望するよりも、すでに成し遂げたことに感謝の気持ちを抱くことが望ましいことであり、今ひとつは、唐突の、最終的には、逆の結果をまねく解決を回避するためには、ビンを半分空と見るより、半分入っていると見る方が適切と考えることである。

このようにして、有用で、中庸を得た未来の市民たち（市民とは、失望と苦しみを味わいながら、われわれが大学で教育しようとしている人であるが）、こういう人たちにとり、回顧する見方、そして、歴史資料を探る確かな能力は望ましい要素である。

以上のことばは、全体として人間に関して、全般的な史的教養が、また、メキシコに関して、特殊な史的教養が大学生に授けられるための論証役立つ。さらに、望まれることは、わが大学の専門学者各人が、その専門分野について、古きをたずねての十分な知識をもって、一般的歴史の見方を創り、完全なものにすることである。こうして、未來の法律家にとり、重要なことは、法律の分野に専用の歴史的教養を取得することであり、史的教養への接近を容易にするため、著者は、詳密になりすぎない、気楽なスタイルで、参考文献を余計に掲記しない、全体を展望する概説書を叙述しようと努めた（文献については、参照が容易なものに限定した）。メキシコの法史をその全般的な基盤と結びつけるため、著者は、メキシコの政治、社会史の最小限の資料を付記するとともに、二元論的な、ファンティックな立場をとらず、かつ、過度に歪曲することなく、過去の様相を簡素に記述するよう努めた。

メキシコの革命後の法の発展を展望する末尾の数章では、意識的に、厳密

な意味の歴史から踏み出して、歴史と現実政治の間のグレイゾーンに立ち入っている。明らかに不適切であろうけれども、他の学科目でより詳細に、かつ、立ち入って講述される課題の全般的な展望を、非常に要約したかたちで、著者が末尾に加えることにしたのは、本書で学生が研究できることも良しとするからである。こうして、樹木を1本1本知ることになるのみならず、森の輪郭も見始める事にもなるのである。

本書は役に立つと思う。1937年から43年にかけて、メキシコで出版されたエスキベル＝オブレゴーンの有名な著書『メキシコ法史覚え書』(*Apuntes a la historia del derecho en México*)が学問的探究の記念碑であることについて異論をさしはさむ者はいないであろう。しかし、この書物は、テキスト・ブックとしては適当ではない。単なる教育目的からすると、多くの点で広範すぎるし、他の点に関しては、書き直しの時期に来ている。さらに、この書物の読者は、法史学が1943年以降大幅に発展していることを、注によって説明を受けなければならない。

著者の恩師ハヴィエル・デ・セルヴァンテス先生(完全な紳士で、シニカルな現世紀では、時代遅れと思われたが)の『メキシコ国法史覚え書』(*Apuntes de historia del derecho patrio*)は未完成で、入手は非常に困難である。先生の死とともに、著者の学者としての生活は味気ない、単調なものになった。ダニエル・モレーノの著書『メキシコの法思想』(*El pensamiento Jurídico mexicano*, メキシコ市, 1966年刊)にはメキシコ法の古典の文章の精選された抜粋が収録されており、メキシコ法史の若干のテーマの解説に有用であるが、テキスト・ブックではない。ハシント・パリャーレスの『メキシコ法史』は、その著書『メキシコ法概説』(メキシコ市, 1904年刊)の一部であるが、その刊行の年次からも適切な書物ではない。

本書によって、メキシコ法史学の研究を志す初歩的なエリートの教育に役立ち、かつ、この分野に踏みだす案内書となることの他、著者が期待することは、将来、メキシコ法史の研究を専攻する数千の学生の一般公民教育に大きな影響を本書が及ぼすことである。こうして、いずれにせよ、著者のささやかな努力が数千倍に倍加して戻ってくることを確信している。

第9版序

第9版の改訂作業にあたって、著者は、メキシコ革命の終期からのメキシコ法の展開を記述する箇所の改訂に特別の熱意をもってあたった。このテーマには、第8版までは第10章を当てていたが、第9版では、本書の末尾の3章に分けて記述している。

この改訂と、前述した構成のやり直しは、かねてから非常に必要とされていた。版を重ねる度に、新たな展開についての、著者から見て重要と思われる資料を最後の章に追加してきた。しかし、ふり返って見ると、取り上げられる根拠であった、その当時に大いに説かれ、決定的であった評価にすべてのものが値いしなかった。その結果、今日、時間的に距離をおくと、実際に際立っていた事柄と多くの「線香花火」的な事柄を客観的に区別することが可能となり、結果として、第10章を削除し、同時に、その体系を改善し、そして、メキシコの長期にわたる危機が顕在化した、1982年の秋以降の法の展開に関する近時の資料を、新設の章に移した。

ともかく、経済の面でのみ始まったけれども、メキシコの危機は、社会、政治の面にまで及んでおり、憲法を含めて、メキシコの法制度に幾つかの重要な変革をもたらし、または、促進したのである。

メキシコは、なお、急進する法の展開を体験しつつある。ロペス＝ポルティーリョ政権末期の数カ月から現在（すなわち、1989年秋）までのメキシコ法史を、できる限り公平に記述するために必要な客観的な見方は著者には欠ける。しかし、教育的見地から、1982年冬の法制の展望をもって、現代として、テキストブックを完結することは望ましくないであろう。1982年冬の概況は現在の状況とは異なっていたのであり、このようにして、著者は、新たな第11章で、重要な変革を記述する努力をする決意をした。これらの変革は、将来の歴史家がその後の目立つ発展の胚芽を恐らく認めることになろう。

立法と並行して、法文化は、メキシコの危機により顕著な変化を促進されなかつたが、メキシコ革命以降、漸次、発展してきている、1917年の憲法の大改革以降の法律学の学術上の発展のテーマは、終章の直前に1章を置いて、取り上げている。

訳者まえがき

本書はギリエルモ・フローリス・マルガダン教授の『メキシコ法史入門(第9版)』の全訳である(原書は後掲の文献(1))。

マルガダン(Guillermo Floris Margadant S.)教授は、生来のメキシコ人ではなく、また、イベリア半島出身者でもない。教授はオランダ出身、オランダで教育を受け、1947年、アムステルダムの高等商業学校(現在は、大学)を卒業、卒業後、2年間、ハイチでエコノミストの仕事に就いた後、メキシコに移住、メキシコ国立自治大学で法学修士号を取得、1956年から、同大学法学部のローマ法講座を担当、1960年、法学博士の学位を受け、1965年から正教授、そして、1985年から同大学法律学研究所の研究員も併任され、今日に至っている。その間、教授はアメリカのチュレーン大学、カリフォルニア大学(ロス・アンゼルス校)、ヒューストン大学、テキサス大学などで、客員教授として、メキシコ法を講じている。学会では、マルガダン教授は、現在、メキシコ法史学会の会長、また、メキシコ法曹教会の副会長に選任せられ、法律学者としても、そのご経歴は頂点に達している。

マルガダン教授の著作は多い。次に、訳者が入手している単行書のみを掲げる。

- (1) *Introducción a la Historia del Derecho Mexicano*, Novena Edición, 1990, Naucalpan:Editorial Esfinge,S.A de C.V. (初版は1971年)
- (2) *Panorama de la Historia Universal del Derecho*, Tercera Edición 1988, México, Miguel Angel Porrúa. (初版は1974年)
- (3) *El Derecho Privado Romano como introducción a la cultura jurídica contemporánea*, Septima Edición Corregida y Aumentada, 1977, México,Editorial Esfinge,S.A. (初版は1960年)
- (4) *La Iglesia Mexicana y el Derecho, Introducción histórica al Derecho canonico,los Concordatos,el Patronato Real de la Iglesia y el Derecho Estatal referente a lo Eclesiastico*, 1984, México, Editorial Porrúa,S.A.
- (5) *Evolución del Derecho Japonés:Introducción histórico-sociológica al sistema jurídico del Japón actual*, 1984, México, Miguel Angel Porrúa.
- (6) *An Introduction to the History of Mexican Law*, translated by

Eugenio Ursua-Cocke, 1983, Dobbs Ferry, N.Y., Oceana Publications, Inc.

なお、テキサス大学国際法雑誌に教授に対する賛辞が掲載されていることも付記しておこう。

- (7) Joseph W.Mcknight,Guillermo Floris Margadant, "An appreciation,"
24 Texas International Law Journal, 499 (1989).

訳者がマルガダン教授の名に初めて接したのは、上に掲げた書物のうちの(1)の初版によってであった。訳者が、メキシコも含めたラテン・アメリカ法の研究に関心を持った当初から法史の研究の必要性を痛感し、適當な文献、資料の入手に努めた。メキシコの法史については、エスキヴエル＝オブレゴーンの名前は早くから知っていたが、後掲するその著書は絶版で、苦心の末、全4巻のうち、3巻を数年がかりで入手したが、マルガダン教授の著書の入手も、それから余り時をおかなかった時期であった。

エスキヴエル＝オブレゴーン教授の著書は膨大、詳密で、メキシコ法史研究者の必読の文献のひとつであろうが、その書物の表題が示すように、同書の内容は、どちらかといえば、「覚え書」で、叙述は、部分により、濃淡があり、そのうえ、当然のことながら、同書刊行以降の、メキシコ史、法史の研究結果を補完する必要がある。これに対して、マルガダン教授の著書は簡潔で、そのうえ、版を重ねる度に、教授が精力的に改訂、増補しており、第9版では、現大統領サリーナス治下の最近の法の展開まで触れておられ、メキシコの現代法の理解にも有用なものになっている。さらに、マルガダン教授の著書から受ける今ひとつの印象は、教授が経済学部で学ばれた経歴、あるいは幅広い西欧的教養からであろうが、経済史、社会史、あるいは文化史の視角からの切り込みというか、そういう面まで叙述が及んでいるため、メキシコ史になじんでいない外国人にとっても、理解を深める適當な内容になっていること、と同時に、法制に無縁の者にとっても興味をそそらせる書物ともなっていることである。さらに、後になってマルガダン教授の他の著作も通読した結果、教授が、わが国の研究者の間でなじまれている独、仏、英、米等の文献を参照されていることを知るに至り、学問上の基盤がある程度共通するものであることが、教授の著作に違和感を感じさせないほどとつつき易いものであることの理由のひとつとなっていることをあらためて理解した。

このような事情から、訳者は、メキシコ法の史的発展はもとより、現代メキシコ法の俯瞰をある程度得られる文献として、マルガダン教授の著書をぜ

ひわが国に紹介したいと考えた。もっとも、訳者は、マルガダン教授の叙述における意見についても、すべてに賛意を表する、あるいは肯定する立場に立たない。むしろ、同調できない箇所も少なくない。しかし、教授の著書にまさるものは、今のところ、メキシコは無論、アルゼンチン、ブラジル、チリ等には見られず、広い意味のラテン・アメリカ法の理解のためにも、教授の著書の紹介が望ましいと考えたい。

こうした状況下で、マルガダン教授の著書の訳の刊行の機会を与えられたことは望外の幸せであり、大きな喜びである。翻訳を許されたマルガダン教授を始め、関係各位に謝意を表したい。

さらに、今ひとつの幸運は、マルガダン教授の知己の村江立民氏に本書の第7版の翻訳の試みがあることを知り、村江氏の訳稿を参照できたことである。村江氏は、すでに、コレヒオ・デ・メヒコ編著の『メキシコの歴史』(新潮社)の訳業があるが、村江氏は青年期を過ぎてから、メキシコのトルッカ大学医学部に学び、メキシコで医師の資格を取得、それで生計を立てながら、日墨文化の交流を生涯の目標としていると聞く。村江氏のご好意に感謝するとともに、氏の理想の実現を心から祈願するものである。

前述したように、マルガダン教授は版を重ねる度に、多く加筆されるが、当初、訳者は第8版を基にほぼ脱稿していたところ、1992年早々、教授から第9版が急送され、訳稿の半分以上を破棄し、新たに訳稿を起こした。

翻訳にあたって、訳者は原文の文脈に忠実を原則とし、そのため、日本語の文章として、表現のやや固い箇所があることをおことわりしておきたい。また、訳注は、頁数の制約もあり、原則として付けないことにしたが、1箇所のみ必要を感じて長文の訳注を付けた。

また原文は、資料の紹介等一部の箇所を除いて、本文中では使用しなかった。その代り、人名索引は欧文とし、事項索引は和文の後に欧文を付記した。

なお、索引は原書の第9版では削除されているため、これらの人名索引および事項索引は訳者が作成した。さらに、巻末に年表を付したが、これは、アジア経済研究所の矢谷通朗氏の熱心なご協力を得て作成したものであり、矢谷氏に謝意を表する。

なお、原書に若干の誤記と思われる箇所があったが、1991年夏、メキシコに赴き、教授と面談し、誤りを正すとともに、意味の不明な箇所についてもご教示を受けた。また、当然のことながら、翻訳については訳者にすべての責がある。訳者の力不足のため、誤り、不適切な訳があることをおそれる。

ご叱声を得て訂正したい。

最後になったが、本書の出版、特に、原稿の整理について、矢谷氏、さらに、校正について、アジア経済出版会の緒方明利氏に大変にお世話になった。両氏から訳文についての率直なご意見とともに、誠意あるご援助をたまわった。ともあれ、完成にこぎつけることができたのは、両氏のおかげであり、感謝の気持ちで一杯である。

最後に本書の理解を深めるための文献を若干紹介する。

まず、メキシコ通史として、日本語のものとして、下記がある。

- (1) メキシコ大学院大学編（村江四郎訳）『メキシコの歴史』新潮社、1978年
- (2) 国本伊代他『概説メキシコ史』有斐閣、1984年
- (3) マリア・ロペス・レイエス、ホセ・マヌエール・ロサーノ・フエン特斯（清水透他訳）『メキシコ その人々の歴史』（全訳世界の歴史教科書シリーズ）帝国書院、1982年
- (4) W・J・モレノ、J・ミランダ、M・T・フェルナンデス（岡部廣治編訳）『メキシコ』 I, II, ほるぶ出版、1982年

英文のものとして、

- (1) J. Patrick McHenry, *A Short History of Mexico*, Dolphin Books Edition 1970, New York (Doubleday & Company, Inc.).
- (2) Henry Bamford Parkes, *A History of Mexico*, Third Edition, Revised and Enlarged with Illustration, 1966, Boston (Houghton Mifflin Company).
- (3) Michael C. Meyer & William L. Sherman, *The Course of Mexican History*, Second Edition, 1983, N. Y. & Oxford (Oxford University Press).

スペイン語のものは限りないが、手頃の Availableなものとして、下記のみあげる。

- (4) *Historia General de México*, 2 tomos, Tercera Edicion, 1983, México (Colegio de México).

歴史にかかわる辞典として、入手の容易な次の 2 点をあげておく。

- (5) Donald C. Briggs and Marvin Alisky, *Historical Dictionary of Mexico*, 1981, Metuchen, New York & London, The Scarecrow Press, Inc.

- (6) *Diccionario Porrúa de Historia, Biografía y Geografía de México*, Quinta Edición Corregida y Aumentada con un Suplemento, 3 tomos, 1986, México, Editorial Porrúa, S. A.

メキシコ法史の文献として下記が手もとにある。(11)以外は入手が容易である。

- (7) Esquivel Obregón, *Apuntes para la Historia del Derecho en México*, Prólogo de Julio d' Acosta y Esquivel Obregón, 2 tomos, Segunda Edición 1984, México, Editorial Porrúa, S. A.
- (8) María del Refugio González, *Historia del Derecho Mexicano*, en [Introducción al Derecho Mexicano, Tomo I 1981, México, UNAM].
- (9) José Luis Soberanes Fernández, *Historia del Sistema Jurídico Mexicano*, 1990, México, UNAM.
- (10) Daniel Moreno, *El Pensamiento Jurídico Mexicano*, 1966, México, Editorial Porrúa, S. A.
- (11) *Evolución del Derecho Mexicano (1912~1942)*, 2 tomos, 1943, México, Editorial Jus.

メキシコ法全般を概説する、あるいは俯瞰する書物として、次のようなものがある。(12)(13)は本文中にも紹介されている。(14)は、これら2者と同様、メキシコ国立自治大学の法学研究所の編纂によるものである。

- (12) Instituto de Derecho Comparado, *Panorama del Derecho Mexicano*, 2 tomos, 1965, México (Universidad Nacional Autónoma de México).
- (13) Instituto de Investigaciones Jurídicas, *Introducción al Derecho Mexicano*, 2 tomos, 1981, México (Universidad Nacional Autónoma de México).
- (14) Instituto de Investigaciones Jurídicas, *El Derecho en México, Una Visión de Conjunto*, 2 tomos, 1991, México (Universidad Nacional Autónoma de México).

さらに、文献を詳細に紹介するのは下記である。

- (15) 中川和彦・矢谷通朗編『ラテンアメリカ諸国の法制度』アジア経済研究所, 1988年
- (16) 中川和彦『メキシコ憲法の諸問題』ラテン・アメリカ法研究会, 昭和60年

- (17) 中川和彦「メキシコ国1928年連邦民法典（18完）」（『成城法学』35号、平成2年）。
- (18) Helen L. Clagett and David M. Valderrama, *A Revised Guide to the Law & Legal Literature of Mexico*, 1973, Washington, Library of Congress.
- (19) Francisco A. Avalos, *The Mexican Legal System*, 1992, New York (Greenwood Press).

凡　　例

- ① 訳注は例外的に長文のものを1箇所付記したがその他の短文の訳注は文中に亀甲〔〕を付けて示した。
- ② 法律、条例、単行書等は二重カッコ（『』）を付けて示したが、すべてに付けたわけではない。
- ③ 人名の姓に関するところは=で結んでいる。
- ④ 人名・地名は、スペイン語の発音に従ってカナ表示したが、わが国で慣用化されているものは、慣用に従った。
(例：マドリッド→マドリード)